

郡山市こども食堂等体験活動プログラム提供事業実施要綱

令和7年6月6日制定
[こども部こども総務企画課]

(目的)

第1条 この要綱は、こども食堂その他の地域に根差したこどもの居場所づくりに関する活動（以下「こども食堂等」という。）を行う者を支援するため、遊び、運動等の体験活動（以下「プログラム」という。）を提供できる法人、団体又は個人（以下「プログラム提供者」という。）をこども食堂等に派遣する事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(登録の対象者)

第2条 プログラム提供者として登録ができる者は、学習活動や経験により習得した技術、知識等を活かし、こどもたちの体験活動を行うことができる法人、団体又は個人とし、国籍、居住地、年齢、性別、職業、分野又は資格の有無を問わない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者は登録することができない。

- (1) 専ら営利を目的とする者
- (2) 政治又は宗教活動を行う可能性がある者と認められる者
- (3) プログラムの利用を希望する者（以下「利用者」という。）への個人情報の提供により、プログラム提供者として登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）及びその関係者に不利益や危害が及ぶ恐れがあると想定される者
- (4) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (5) 公序良俗に反する行為を行う者

(登録の方法)

第3条 登録希望者は、次の各号に掲げる事項を電子情報処理組織を用いて入力し、又は指定の登録用紙に記載して市長に申し込まなければならない。

- (1) 法人、団体又は個人の別
 - (2) 法人又は団体の場合においては、名称、所在地、代表者氏名及び連絡先
 - (3) 個人の場合においては、氏名、住所及び連絡先
 - (4) 提供するプログラムの名称及び内容
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による申込みの際に、利用者に提供する個人情報の範囲について、登録希望者から同意を得るものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容が適正かどうか審査し、登録すべきものと認めるときは、登録を決定しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による決定をしたときは、電子メールその他の方法により、プログラム提供者として登録の申込みをした者に通知しなければならない。

い。

5 市長は、第3項の規定による決定をしたときは、これを整理し、台帳に登載するものとする。

（登録の変更及び取消し）

第4条 プログラム提供者として登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録を受けた内容に変更が生じた場合又は当該登録の抹消を希望する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。

（1）第1条の目的に反する意図をもって虚偽の内容を登録したとき。

（2）第2条第2項に規定する要件に該当するとき。

（3）登録者としての適正を欠くと認められるとき。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消す場合は、あらかじめ登録者に通知し、弁明の機会を与えなければならない。

（利用の方法）

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を電子情報処理組織を利用して入力し、又は指定の申込用紙に記載して市長に申し込まなければならない。

（1）利用を希望するプログラムの名称、日時及び場所

（2）参加見込み人数

（3）その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、登録者と日時、場所その他必要な事項について調整を行う。

3 市長は、前項の調整により日時、場所その他必要な事項が決定したときは、利用者及び登録者に電子メールその他の方法により通知するものとする。

（費用負担）

第6条 プログラムの提供に要する費用は、登録者が負担するものとする。ただし、当該費用のうち、市又は当該登録者が、利用者が負担するものとしたものは、利用者が負担するものとする。

（実施報告）

第7条 登録者は、プログラムを実施した場合には、こども食堂等体験活動プログラム実施報告書（別記様式）により、市長に実施した内容等について報告するものとする。

（謝礼）

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合には、内容を審査の上、適当と認めるときは登録者に対し謝礼を支払うものとする。

2 謝礼の額は、プログラムの提供1回当たり8,800円とし、登録者が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

こども食堂等体験活動プログラム実施報告書

年 月 日

郡山市長

実施者 住所

氏名

連絡先電話番号

以下のとおり体験活動プログラムを実施したので報告します。

実施年月日	年 月 日
実施時間	時 分 から 時 分
実施人数	
実施を依頼した者 (団体名)	
実施したこども 食堂等の名称	
実施会場（施設名）	
実施場所（住所）	
参加人数	
体験活動の名称	
実施内容	

謝礼振込口座

金融機関名		金融機関コード	
支 店 名		支店コード	
口座種別	☐ 1.普通 ☐ 2.当座 ☐ 3.その他	口座番号	
口座名義 (カタカナ)			